

## 第 3 章

# 緊急事態応急対策

## 第3章 緊急事態応急対策

### 第1節 基本方針

本章は、緊急事態区分に応じた対応及び原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策について示したものである。これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説  
(資料3-2-6) 参照

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報（特定事象発生通報）の基準  
(資料3-2-3) 参照

原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準  
(資料3-2-4) 参照

### 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

原子力発電所において事故が発生し、放射性物質又は放射線の異常な水準の放出による影響が周辺地域に及び、又は及ぶおそれがある場合には、原子力事業者及び防災関係機関は相互に通報連絡を行うものとする。

#### 1 警戒事態(Alert)等に係る通報連絡

##### (1) 原子力事業者から警戒事象等発生 of 通報を受けた場合

①原子力事業者の原子力防災管理者は、警戒事象等が発生した場合は、原子力規制委員会に連絡するとともに、直ちに図3-2-1で示す連絡系統図に準じて、県（原子力安全対策課及び原子力センター）、原子力防災専門官、関係市町、その他防災関係機関に次に掲げる事項について第1報を通報するものとする。さらに、官邸（内閣官房）への連絡にも備えるものとする。

なお、モニタリングポストで1マイクロシーベルト/時以上の放射線量率が検出された場合については、通報様式（資料3-2-1）により、通報を行うものとする。

- イ 発生時刻
- ロ 発生後の原子炉の状態
- ハ 想定される要因
- ニ 放射性物質の放出に係る状況
- ホ モニタリングポスト等の指示値
- ヘ 風向、風速等の気象状況
- ト 当面執った対応措置
- チ その他必要と認める事項

また、第2報以降においても、第1報の通報事項に準じて、定時に通報し、又は事態の推移によっては随時迅速に通報するものとする。

②県は、原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた事項について、直ちに原子力防災専門官、地方放射線モニタリング対策官、関係市町及び防災関係機関と通報連絡を行い、その影響が原子力発電所の周辺に及ぶ可能性、緊急事態応急対策の準備等についての情報交換を行うものと

する。

③原子力規制委員会は、警戒事象が発生した場合は、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁、県、関係市町及び公衆に対し情報提供を行うこととされている。また、P A Zを含む市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、住民防護の準備など状況に応じた警戒態勢をとるよう連絡することとされている。

④県は、原子力事業者及び国から通報連絡を受けた事項について、必要に応じて関係周辺市町及び関係する市町村並びに関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

## (2) 県のモニタリングステーション等で1マイクロシーベルト/時以上の放射線量率を検出した場合

県は、原子力事業者から通報がない状態において、県が設置している原子力発電所周辺地域のモニタリングステーション等により1マイクロシーベルト/時以上の放射線量率を検出した場合は、直ちに原子力発電所に原子力発電所の状況を確認するものとする。

## 2 施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency) に係る通報連絡

### (1) 原子力事業者から特定事象発生 of 通報を受けた場合

①原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、図3-2-1で示す連絡系統図により、県をはじめ官邸 (内閣官房)、原子力規制委員会、関係市町、警察本部、石巻警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、宮城海上保安部、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に、特定事象発生通報様式 (資料3-2-2) を用いて文書をファクシミリ等で送信するものとする。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとする。

なお、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

②原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸 (内閣官房)、関係市町、警察本部及び公衆に連絡することとされている。また、P A Zを含む市町に対し、住民の避難準備を行うよう連絡するものとなっている。

③県は、原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた事項について、直ちに原子力規制委員会及び消防庁に通報連絡を行い、その影響が原子力発電所の周辺に及ぶ可能性等についての助言を求めるものとする。また、この際、防護措置を的確に行うため、原子力施設周辺の地理的状況等を確実に伝えるものとする。

④県は、原子力事業者及び国から通報連絡を受けた事項について、P A Z内の住民避難が円滑に進むよう促すことなどに留意した上で、関係周辺市町及び関係する市町村並びに関係する指定地方行政機関及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。この際、国からP A Zを含む市町に通報連絡された情報と同様の情報について、U P Zを含む市町に連絡するものとする。

⑤原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた警察本部は、石巻警察署、河北警察署、南三陸警察署、登米警察署及び遠田警察署にその旨を通報するものとする。また、石巻警察署、河北警察署、南三陸警察署、登米警察署及び遠田警察署は、必要に応じて関係市町との通報連絡に当たるものとする。

⑥原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認

し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ国、所在市町に連絡することとされている。

原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説（資料3-2-6）参照

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報（特定事象発生通報）の基準（資料3-2-3）参照

原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準（資料3-2-4）参照

通信連絡先一覧（資料3-2-5）参照

## （2）県のモニタリングステーション等で施設敷地緊急事態に相当する数値を検出した場合

①県は、原子力事業者から通報がない状態において、県が設置している原子力発電所周辺地域のモニタリングステーション等により施設敷地緊急事態に相当する放射線量率を検出した場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者を確認を行うものとする。

②連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に原子力発電所の状況確認を行うよう指示することとされており、県はその結果について速やかに連絡を受けるものとする。

## 3 関係市町、防災関係機関の通報連絡

### （1）関係市町の通報連絡

原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた関係市町は、直ちに県に通報連絡を行い当面とるべき措置についての助言を求めるとともに、管轄の消防本部に対し通報連絡を行うものとする。また、必要に応じ、管轄の警察署及び宮城海上保安部に対し通報連絡を行うものとする。

### （2）宮城海上保安部の通報連絡

原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた宮城海上保安部は、第二管区海上保安本部にその旨を直ちに報告するとともに、必要に応じ、関係市町との通報連絡に当たるものとする。

### （3）石巻地区広域行政事務組合消防本部の通報連絡

原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた石巻地区広域行政事務組合消防本部は、直ちに所属消防署に通報し必要な指示を行うとともに、必要に応じ、関係消防本部及び関係市町と通報連絡を行うものとする。



#### 4 応急対策活動情報の連絡

##### (1) 施設敷地緊急事態に係る応急対策活動情報、被害情報等の連絡

① 原子力事業者は、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、関係市町、警察本部、石巻警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、宮城海上保安部、原子力防災専門官等に原子力発電所の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとし、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。

なお、県は、通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

② 県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

③ 県及び関係市町は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

④ 県は、防災関係機関との間において、原子力事業者及び国から通報連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

⑤ 県（現地災害対策本部）は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

##### (2) 全面緊急事態における連絡等(原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動、災害情報等)

① 原子力規制委員会は、原子力緊急事態が発生したと判断した場合、直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。県の現地災害対策本部は、国の原子力災害現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る市町村の災害対策本部、指定地方公共機関、原子力事業者その他防災関係機関とともに、原則として対策拠点施設等において、原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県の現地災害対策本部等が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

② 県は、対策拠点施設等に派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

③ 原子力防災専門官は、対策拠点施設等において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県及び関係市町をはじめ原子力事業者、防災関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

#### 5 一般回線が使用できない場合の対処

原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J-A-L-E-R-T等多様な手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は伝達された内容を関係する市町村に連絡するものとする。

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

### 第3節 原子力災害警戒体制

#### 1 県の警戒体制

県は、原子力事業者から事故故障等発生のお知らせを受けた場合又は警戒事態等を検知した場合は、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、関係市町及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害警戒体制をとるものとする。

##### (1) 緊急事態区分等の各段階における体制

###### ①事故故障等発生時

原子力発電所において事故故障等が発生し、原子力災害に対する警戒が必要な場合は、原子力災害警戒配備体制をとり、第2節（情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保）に定めるところにより情報の収集及び通報連絡等に当たるものとする。

配備区分	配備時期	配備内容
原子力災害警戒配備	事故故障の発生、又はそれに先行する事象に係る通報を受けた場合	図3-3-1の体制で、災害に関する情報収集、通報連絡及び広報を行う。

###### ②警戒事態（Alert）等発生時

警戒事態等が発生し、原子力災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合は、原子力災害特別警戒配備体制をとり、この場合、表3-3-1に示す宮城県原子力災害警戒本部を設置し、情報の収集、通報連絡、緊急事態応急対策の準備等に当たるものとする。

配備区分	配備時期	配備内容
原子力災害警戒本部	警戒事象等に係る通報を受けた場合、又は警戒事象等を検知した場合	図3-3-2の体制で、災害に関する情報収集、通報連絡及び緊急事態応急対策の準備等を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる体制をとる

図3-3-1 県の原子力災害警戒配備体制組織及び所掌事務

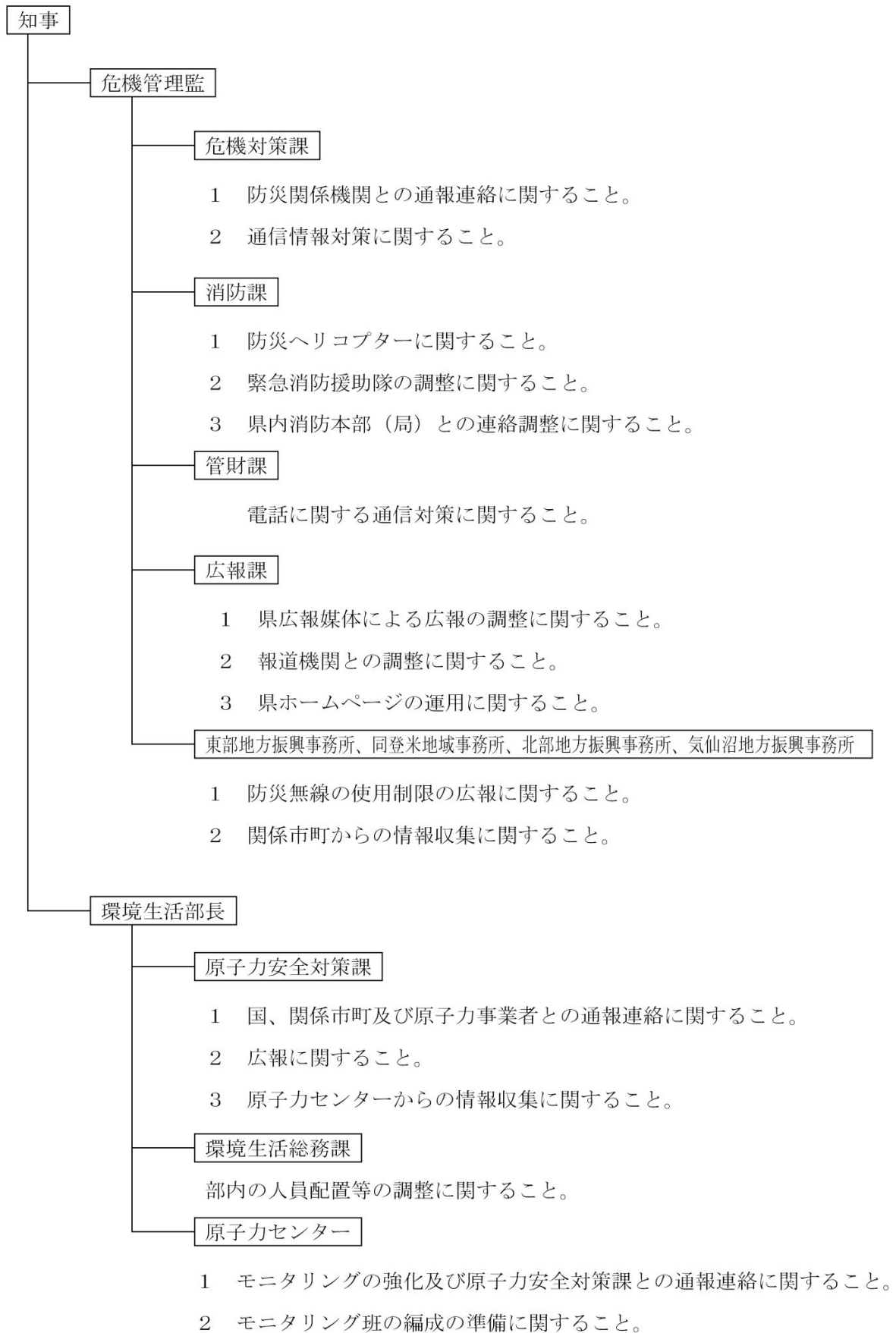




図3-3-2 県の原子力災害警戒本部（原子力災害特別警戒配備）体制組織及び所掌事務

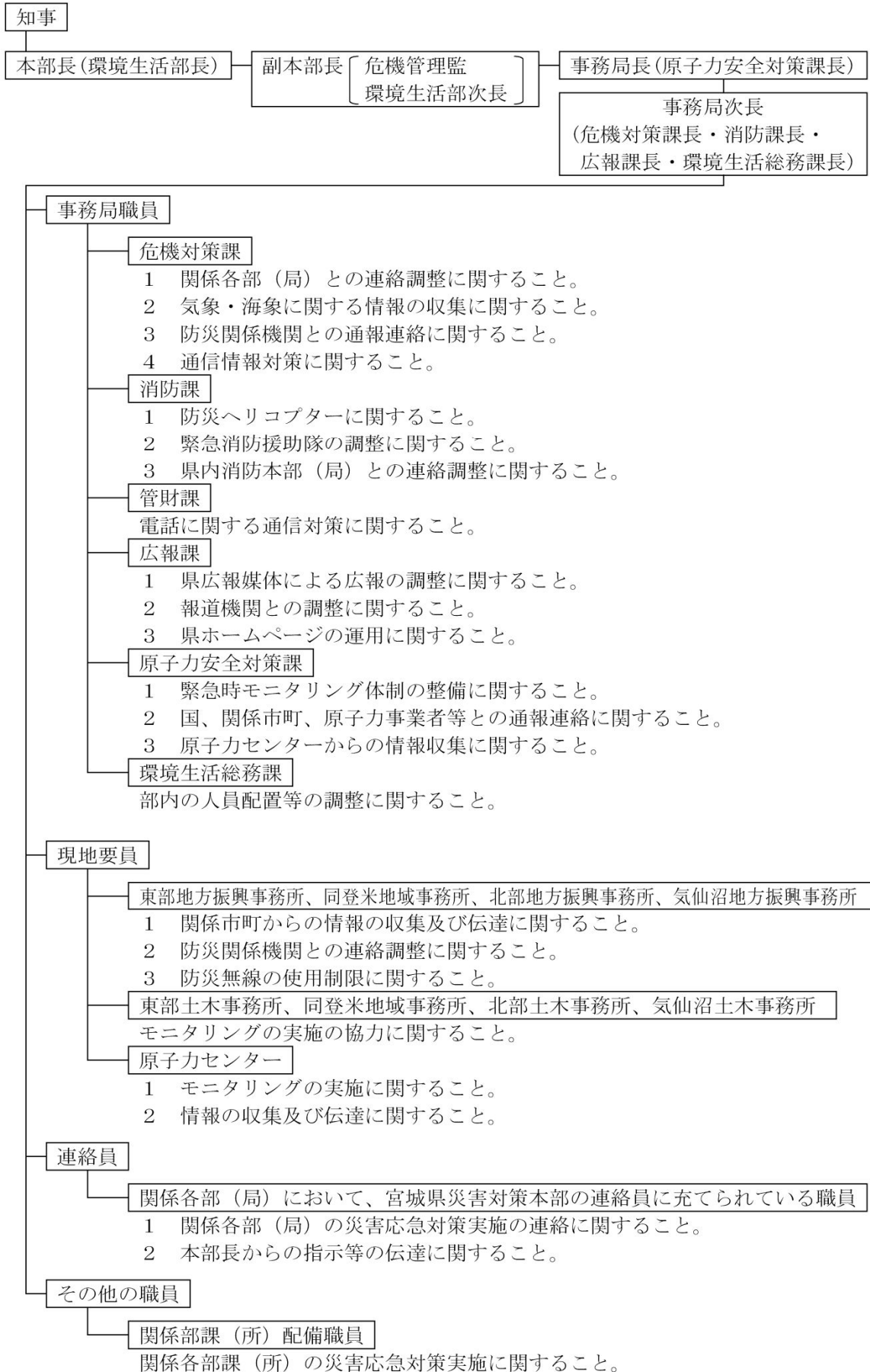


表 3-3-1 県の原子力災害警戒本部の組織及び分掌事務

職名	充当職	職務
本部長	環境生活部長	知事の命を受け、原子力災害警戒本部の事務を統轄する。
副本部長	危機管理監 環境生活部次長 (報道責任者)	本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。
事務局長	原子力安全対策課長	本部長の命を受け、情報の収集整理、通報連絡その他緊急事態 応急対策実施に必要な事務を処理する。
事務局次長	危機対策課長 消防課長 広報課長 環境生活総務課長	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
事務局職員	危機対策課 消防課 管財課 広報課 原子力安全対策課 環境生活総務課	上司の命を受け、緊急事態応急対策に関する事務を処理する。 なお、状況に応じて危機対策課、消防課、管財課、広報課は災害対策本部の設置準備に、原子力安全対策課は現地要員と協力して現地体制構築の準備に当たる。この際、環境生活総務課は部内の人員配置等の調整を行う。
現地要員	東部地方振興事務所 東部地方振興事務所登米地域事務所 北部地方振興事務所 気仙沼地方振興事務所 東部土木事務所 東部土木事務所登米地域事務所 北部土木事務所 気仙沼土木事務所 原子力センター	現地体制構築のうち、現地災害対策本部設置は原子力安全対策課を中心として、東部地方振興事務所、東部地方振興事務所登米地域事務所、北部地方振興事務所及び気仙沼地方振興事務所の協力により実施する。 また、緊急時モニタリングについては原子力センターを中心として、東部土木事務所、東部土木事務所登米地域事務所、北部土木事務所及び気仙沼土木事務所の協力により実施する。
連絡員	災害対策本部の連絡員に充てられている職員	所属課において、事務局と所属部(局)との連絡調整事務を処理する。

※原子力災害警戒本部事務局の設置場所は、そのつど事務局長が定めるものとする。

## (2) 自然災害による配備基準との関係

警戒事態に該当する事象のうち、震度6弱以上の地震が発生した場合は、災害対策本部が自動設置されることから、災害対策本部体制のもとで情報収集その他の必要な対応を実施することとし、同様に大津波警報発表の場合は特別警戒本部体制のもとで情報収集その他の必要な対応を実施することとする。

その他、原子力災害対策指針による規定と自然災害等に関する県の配備基準に疑義が生じた場合は、上位となる本部体制のもとで対応を行うことを基本とする。

なお、緊急事態区分に該当しないものの、原子力規制委員会が別に定める情報収集事態(所在市町において震度5弱及び震度5強の地震が発生した場合)においても、特別警戒本部体制のもとで情報収集を実施することとする。

### (3) 原子力災害警戒配備体制の解除

#### ①原子力災害警戒配備

県は、原子力災害の危険が解消したと認めるときは、原子力災害警戒配備を解くものとする。

#### ②原子力災害特別警戒配備（原子力災害警戒本部）

県は、原子力災害の危険が解消したと認めるとき、又は災害対策本部が設置されたときは、原子力災害特別警戒配備を解き、原子力災害警戒本部を廃止するものとする。

### (4) 情報の収集

県は、原子力災害警戒体制をとった場合は、国との連携を図りつつ原子力防災専門官、原子力事業者等から情報収集するなど、事態及び状況の進展の把握に努めるものとする。

また、必要に応じて防護対策の準備等について国に助言を求めるものとする。

### (5) 平常時モニタリングの強化及び緊急時モニタリングの準備

県は、原子力災害警戒体制をとった場合は、本章第6節に定めるところにより、平常時モニタリングの強化及び緊急時モニタリングの準備を行うこととする。

## 2 関係市町及び防災関係機関との連携

関係市町及び防災関係機関は、原子力事業者からの通報又は県から緊急事態応急対策活動の準備要請等を受けたときは、連携して対応に当たるため、直ちに活動体制を整えるものとする。

## 第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立

### 1 県の緊急事態応急対策活動体制

#### (1) 災害対策本部の設置基準及び体制

##### ①災害対策本部の設置基準

知事は、原子力施設の緊急事態区分が施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）又は全面緊急事態（General Emergency）に至った場合で必要と認めるときは、災害対策基本法第23条及び宮城県災害対策本部条例（昭和37年12月22日宮城県条例第32号）の規定に基づき、宮城県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置するものとする。

##### ②災害対策本部の配備体制

宮城県災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、原子力災害の防止及び被害の軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、必要な配備体制を取るものとする。

災害対策本部の配備区分、時期及び内容等の基準は次のとおりとする。

配備区分	配備時期	配備内容
災害対策本部	1 特定事象発生に係る通報を受けた場合又は施設敷地緊急事態を検知した場合 2 原子力事業者防災業務計画による原災法第15条に係る報告を受けた場合又は全面緊急事態を検知した場合 3 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合 4 その他特に知事が必要と認めた場合	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活動する体制をとる。

### ③災害対策本部の組織及び分掌事務

災害対策本部の組織及び分掌事務は、原子力災害の特殊性にかんがみ、主要なものは、図3-4-1のとおりとし、本計画に特定の定めのないものについては、宮城県災害対策本部組織図、宮城県災害対策本部の各部及び班の分掌事務及び宮城県災害対策本部要綱等によるものとする。

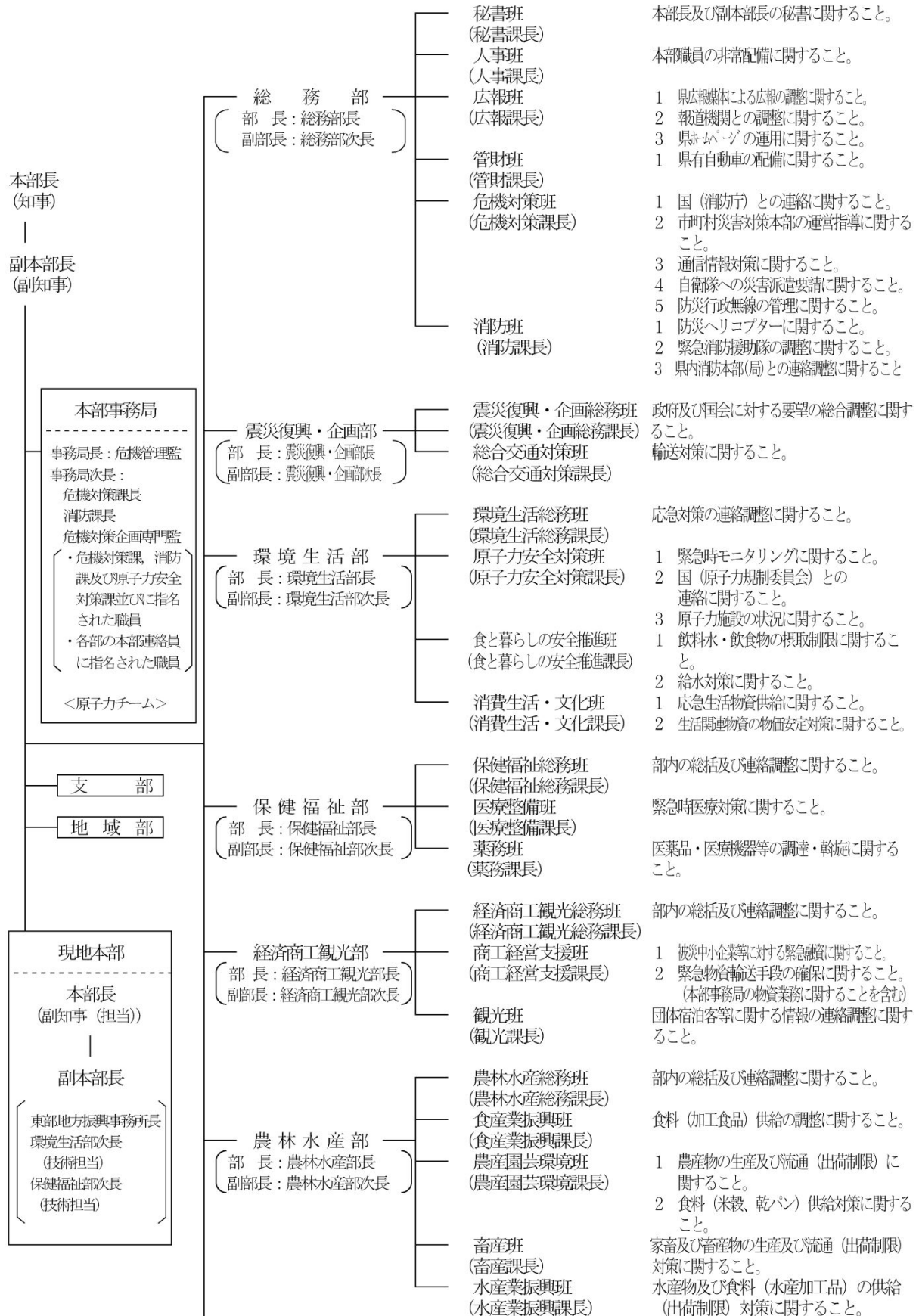
宮城県災害対策本部組織図（資料3-4-1）参照

宮城県災害対策本部の各部及び班の分掌事務（資料3-4-2）参照

### ④災害対策本部事務局

災害対策本部事務局の組織及び分掌事務等は、表3-4-1のとおりとする。なお、本部事務局の設置場所は、そのつど事務局長が定めるものとする。

図3-4-1 県の災害対策本部の組織及び分掌事務（主要なもの）



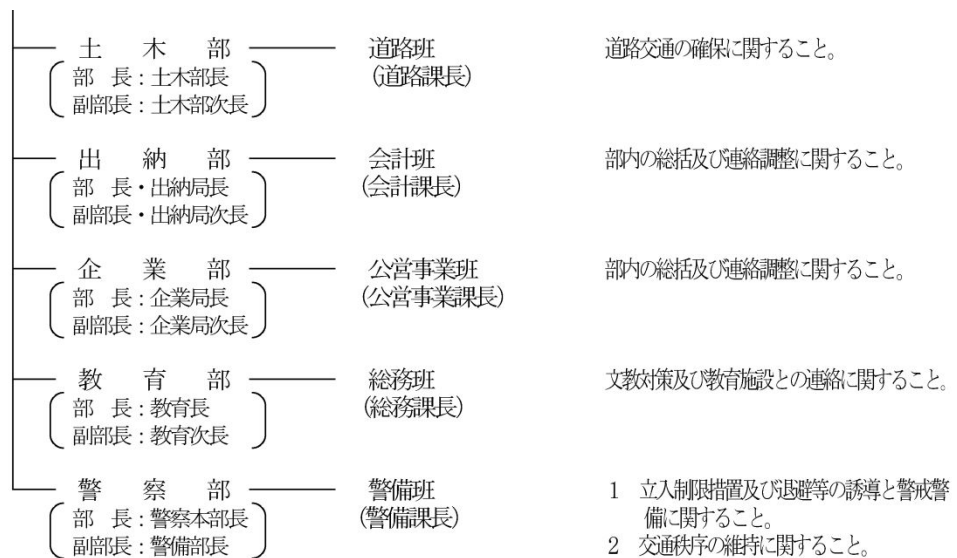


表 3-4-1 県の災害対策本部事務局の組織及び分掌事務

職名	充当職	職務	
局長	危機管理監	本部長の命を受け、事務局の所掌事務を統括する。	
次長	危機対策課長 消防課長 危機対策企画専門監	事務局長を補佐し、事務局長が不在のときは、その職務を代理する。	
職員	1 危機対策課職員、消防課職員及び原子力安全対策課職員並びに応援職員として指名された職員 2 各部の本部連絡員に指名された職員	事務局長の命を受け、事務局の事務を処理する。  事務局長の命を受け、総合的な応急対策にあたる。	〔構成〕 原子力チーム 総合対策・通信機器グループ －総合対策グループ －通信機器グループ 情報収集・広報グループ －情報収集グループ －広報グループ 庶務グループ 緊急消防援助隊調整グループ ヘリコプター運用調整グループ
初動要員	事前に指定された職員	発災初動期における事務局体制整備等の事務を処理する。	

(2) 現地災害対策本部

本部長は、原子力災害の特殊性にかんがみ、災害対策本部の設置と同時に、宮城県現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置するものとする。

①現地本部の組織及び所掌事務

現地本部の組織は、図3-4-2のとおりとし、所掌事務は表3-4-2のとおりとする。なお、現地本部長は、必要に応じ、所要の班を増設するものとする。

②現地本部の事務局及び各班の分掌事務

現地本部の所掌事務は次のとおりとし、現地本部事務局及び各班の分掌事務は、表3-4-3のとおりとする。

図3-4-2 県の現地本部の組織

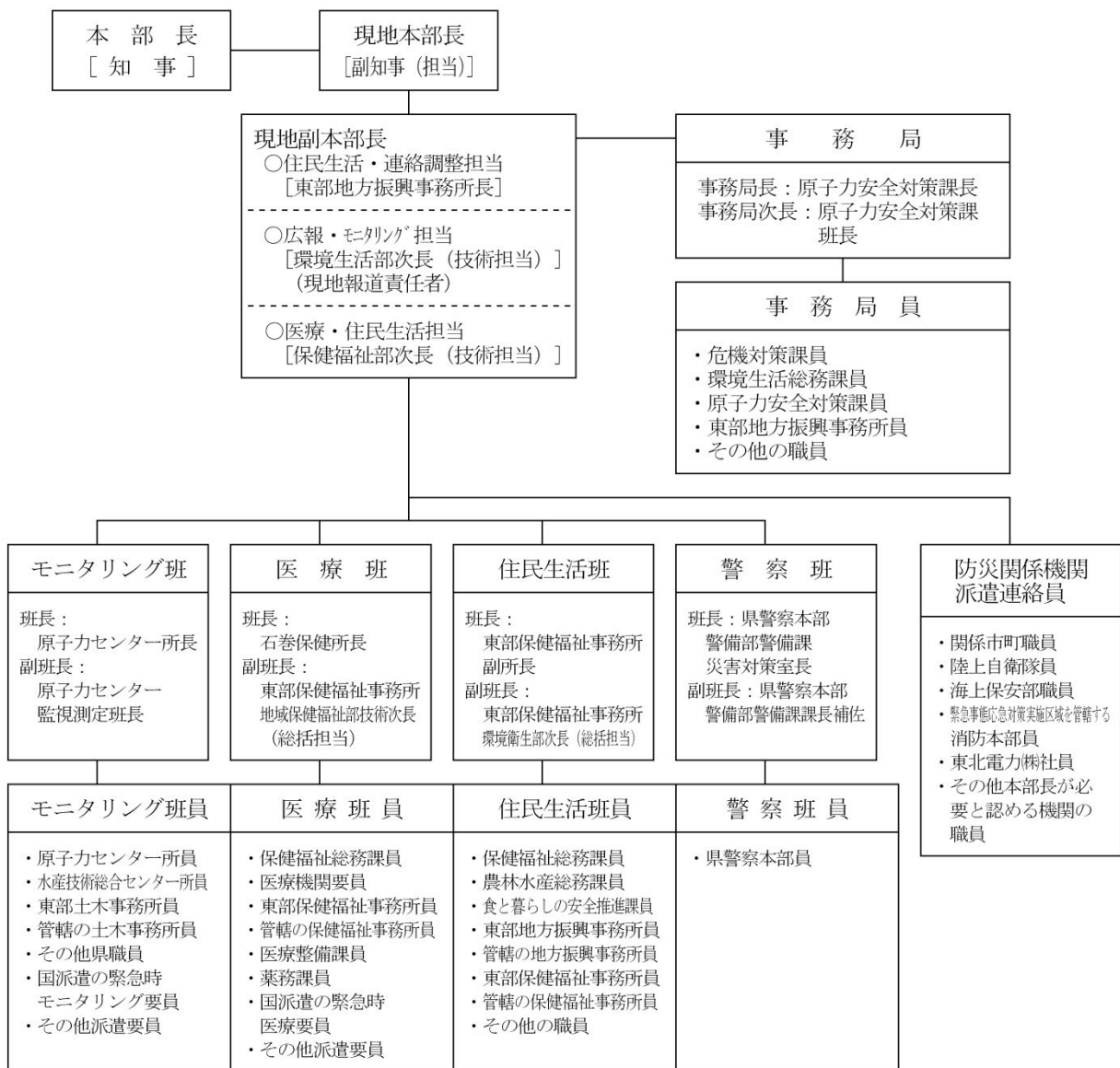


表3-4-2 現地本部の所掌事務

所 掌 事 務	
1	国の原子力防災専門官及び国から派遣された専門家との連絡調整に関する事。
2	国の現地事故対策連絡会議及び原子力災害現地対策本部との連絡調整に関する事。
3	原子力災害合同対策協議会における応急対策の協議に関する事。
4	広報対策に関する事。
5	緊急時モニタリングに関する事。
6	放射能影響評価解析に関する事。
7	被ばく医療措置に関する事。
8	本部長の指示等の関係市町等への伝達に関する事。
9	災害情報の収集及び伝達に関する事。
10	関係市町及び現地防災関係機関との連絡調整に関する事。
11	飲食物の摂取制限等に関する事。
12	生活必需物資の供給に関する事。
13	その他本部長が指示する事項に関する事。

表3-4-3 県の現地本部事務局及び各班の分掌事務

名 称	分 掌 事 務
現地本部事務局	1 県災害対策本部との連絡調整に関する事。 2 原子力防災専門官及び国から派遣された専門家との連絡調整に関する事。 3 国の現地事故対策連絡会議及び原子力災害現地対策本部との連絡調整に関する事。 4 原子力災害合同対策協議会運営への協力及び同会議における応急対策の協議に関する事。 5 広報対策に関する事。 6 本部長の指示等の関係市町等への伝達に関する事。 7 災害情報の収集及び伝達に関する事。 8 関係市町及び現地防災関係機関等との連絡調整に関する事 9 現地本部の庶務に関する事。 10 その他現地本部長が指示する事項に関する事。
モニタリング班	1 緊急時モニタリングに関する事。 2 放射能影響評価解析に関する事。 3 その他現地本部長が指示する事項に関する事。
医 療 班	1 被ばく医療措置に関する事。 2 その他現地本部長が指示する事項に関する事。
住民生活班	1 生活必需物資の供給に関する事。 2 飲食物の摂取制限に関する事。 3 その他現地本部長が指示する事項に関する事。
警 察 班	1 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関する事。 2 立入り等の制限措置及び解除に関する事。 3 防護対策地区及び周辺地域の警戒警備に関する事。 4 避難路及び応急対策車両の通行確保の交通規制等に関する事。 5 その他警察本部長の特命事項に関する事。



### ③防災関係機関の連絡員の派遣

本部長は、現地本部を設置した場合、直ちに関係市町長、原子力事業者、陸上自衛隊東北方面総監、宮城海上保安部長、石巻地区広域行政事務組合消防長その他防災関係機関の長に対し、現地本部に駐在する連絡員の派遣を要請し、災害応急対策活動の円滑な実施を図るものとする。

### ④現地本部の設置場所

現地本部は、原則として対策拠点施設に設置するものとする。

## (3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

県は、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設等において開催し、これに県の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設等に派遣するものとする。

## (4) 国等との情報の共有等

県は、対策拠点施設等に派遣された県の職員に対し、県が行う災害対策の状況、緊急事態応急対策の状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国の現地事故対策連絡会議などにおいて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

## (5) 対策拠点施設等での協力

現地本部は、原子力緊急事態宣言発出により、対策拠点施設等において組織される原子力災害合同対策協議会全体会議等に係る準備に協力するものとする。

## (6) 災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は、おおむね以下の基準によるものとする。

①本部長が、原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策が完了した、又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

②原子力緊急事態解除宣言がなされ、本部長が廃止を認めたとき。

## 2 原子力災害合同対策協議会への出席等

本部長は、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設等において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、現地本部長をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

原子力災害合同対策協議会の構成員は表3-4-4のとおりである。

また、県は、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設等に派遣し、初動の緊急避難に係る周辺区域での活動体制を確立するとともに、原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、住民等避難・屋内退避状況の把握、医療関係情報の把握等の活動に従事させるものとする。

宮城県原子力災害警戒本部・災害対策本部運営要領（資料3-4-3）参照

表 3-4-4 原子力災害合同対策協議会（全体会議）の構成員

関係機関	構 成 員	補 助 構 成 員
国	原子力災害現地対策本部長 原子力災害現地対策副本部長 内閣官房内閣参事官 その他指定行政機関代表者 他	合同対策協議会総括班責任者 合同対策協議会広報班責任者 合同対策協議会プラントチーム責任者 合同対策協議会放射線班責任者 合同対策協議会運営支援班責任者 原子力防災専門官 その他原子力災害現地対策本部要員
県	現地本部長 現地副本部長（広報・モニタリング担当） 現地副本部長（住民生活・連絡調整担当） 現地副本部長（医療・住民生活担当）	現地本部事務局長 （合同対策協議会総括班副責任者） 現地本部住民生活班長 （合同対策協議会広報班副責任者） 現地本部モニタリング班長 （合同対策協議会放射線班副責任者） 現地本部警察班長 （合同対策協議会住民安全班副責任者） 現地本部事務局次長 （合同対策協議会運営支援班副責任者） その他現地本部要員
関係市町	災害対策副本部長	災害対策本部要員 立地消防本部代表者
原子力事業者	本店緊急時対策本部副本部長	発電所緊急時対策本部副本部長
原子力規制委員会	原子力規制委員会 緊急事態応急対策委員	原子炉等関係、防護対策関係の専門家 （資料 1-7-1）

宮城県原子力災害警戒本部・災害対策本部運営要領（資料 3-4-3）参照

### 3 国に対する報告

本部長は、災害対策本部及び現地本部を設置した場合は、直ちに国（原子力規制委員会、消防庁）に対し、この旨を報告するものとする。

### 4 専門家の助言及び専門家の派遣の要請

本部長は、応急対策の実施に関して原子力防災部会の学識経験者など専門家から助言を得るとともに、必要に応じ、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請するものとする。

### 5 応援要請及び職員の派遣要請等

#### （1）応援要請

①本部長は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県知事等に対し速

やかに応援要請を行うものとする。

広域応援協定等（資料2-4-1）参照

②本部長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、原子力事業者に対し、防災要員の派遣を要請するものとする。

③本部長は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合、又は関係市町長から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。

④警察本部長は、必要に応じ、警察庁及び東北管区警察局の指示・調整に基づき、県公安委員会を通じて全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊の出動を要請するものとする。

## （2）職員の派遣要請等

①本部長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、また、内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

②本部長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

## （3）防災関係機関等に対する協力要請

本部長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、地方公共団体その他の執行機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、必要な人員等の協力を要請するものとする。

## 6 関係市町への協力体制

本部長（知事）は、関係市町長が災害対策本部を設置した場合には、正確な情報を提供し、当該市町の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう協力するものとする。

## 7 自衛隊の派遣要請等

知事（本部長）は、国の原子力災害対策本部設置前において、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は市町村長から要請の要求があった場合は、直ちに派遣を要請するものとする。

また、知事は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに自衛隊の部隊等の撤収を要請するものとする。

## 8 原子力被災者生活支援チームとの連携

国の原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

県は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的

な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

## 9 防災業務関係者の安全確保

本部長は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

### (1) 防災業務関係者の安全確保方針

本部長は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、現地本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期すため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

### (2) 防護対策

①現地本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

②現地本部長は、関係市町やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

③現地本部長は、防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、関係機関に対し原子力災害合同対策協議会の場などにおいて、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。

④現地本部長は、これらの指示及び依頼を行うにあたり、緊急時モニタリングセンターその他の関係機関と連携し、実施するものとする。

### (3) 防災業務関係者の放射線防護

①防災業務関係者の被ばく管理については、表3-4-5「防災業務関係者の防護指標」に基づき行うものとする。

②防災業務関係者に係る被ばく管理については、原則として各機関独自で行うものとし、県の防災業務関係者の被ばく管理を現地本部事務局が担うものとする。

③県の現地本部事務局は、現地本部に被ばく管理や放射線防護対応を行う場所を設定し、必要に応じ除染等の医療措置を行うものとする。

④県は、放射線防護要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部等）に対し、緊急被ばく医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。

⑤県の現地本部事務局は、医療班、モニタリング班と緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとし、この際、緊急時モニタリングセンター（EMC）や緊急被ばく医療派遣チームとも緊密な連携を行うこととする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

⑥県は、応急対策活動を行う県の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

⑦県は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、関係市町長及び

原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

表 3-4-5 防災業務関係者の防護指標

防災業務関係者の業務区分	線量の上限
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合	実効線量で 50 mSv
事故現場において緊急作業を実施する者が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合	実効線量で 100 mSv 等価線量については以下のとおり ・眼の水晶体について 300 mSv ・皮膚について 1 Sv

※この他詳細については、放射線業務従事者の線量限度の規定に準ずる

## 第 5 節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

### 1 住民等への情報伝達活動

#### (1) 迅速・的確な情報提供、広報

県は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。

#### (2) 情報の一元化、例文の活用

県は、(1)の住民等への情報提供にあたっては国や緊急事態応急対策実施区域を含む市町村と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、例文を活用し、わかりやすい表現を用いる。

なお、住民等に対する広報及び指示伝達は、図 3-5-1 で示す系統図により行うものとする。

#### (3) 情報提供の定期性等

県は、利用可能な様々な情報伝達手段を活用して繰り返し広報するよう努めるものとし、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

#### (4) 報道責任者の指定

県は、配備体制に応じた報道責任者をあらかじめ定めておき、災害情報の発表に当たらせるものとする。

なお、知事（災害対策本部長）が必要と認めるときは、報道機関に要請の上、自らテレビ、ラジオ等を通じ直接県民に対して必要な呼び掛けを行うものとする。

#### (5) 緊急放送による情報提供

知事（本部長）は、放射性物質の大量放出による影響が周辺地域に及び、又は及ぶおそれがある場合には、必要に応じ、テレビ、ラジオ等の報道機関に緊急放送の実施を要請し、住民に対して情報の提供を行うものとする。

また、関係市町長に対しては、必要に応じ、住民の行動に関する必要な事項の指示を行うほか、広報の実施に必要な情報を適時伝達するものとする。

#### (6) 県内各市町村への情報提供等

知事（本部長）は、放射性物質の大量放出による影響が周辺地域に及び、又は及ぶおそれがある場合には、必要に応じ、宮城県防災行政無線等を用いて県内各市町村に対して情報の提供を行い、住民等の問い合わせに対して適切な対応を指示するものとする。

#### (7) 周辺海域への情報伝達等の要請

知事（本部長）は、放射性物質の大量放出による影響が海上の船舶に及び、又は及ぶおそれがある場合には、宮城海上保安部長に対しその旨を通報するとともに、周辺海域の船舶に対する情報の提供及び必要な指示の伝達を要請するものとする。

また、漁業無線局に緊急通信の実施を要請し、周辺海域の漁船に対して情報の提供を行うものとする。

#### (8) 隣接県等への情報提供等

知事（本部長）は、放射性物質の大量放出による影響が周辺地域に及び、又は及ぶおそれがある場合には、必要に応じ、隣接県等に対して情報の提供を行い、住民等の問い合わせに対して適切な対応を要請するものとする。

#### (9) 適切な情報の提供

県は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況及びモニタリングの結果、また、気象予測及び放射性物質の大気中拡散予測（SPEEDIネットワークシステム）等の参考情報）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所・避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとし、県が行う情報伝達事項は、おおむね次のとおりとする。

##### ①事故の概要

##### ②原子力災害に係る対応状況

- ・原子力発電所における対応状況
- ・県及び市町村並びに国、防災関係機関の対応状況

##### ③災害の状況及び今後の予測

- ・緊急時モニタリングの結果及び国による大気中拡散計算結果

##### ④住民等のとるべき行動及び注意事項

- ・交通規制、避難経路及び避難所・避難場所等
- ・農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況

##### ⑤その他必要と認める事項

## (10) 原子力災害合同対策協議会における確認

県は、原子力災害合同対策協議会等の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について国の原子力災害対策本部、国の原子力災害現地対策本部、指定行政機関、関係市町、原子力事業者及び公共機関と相互に連絡をとりあうものとする。

## (11) 様々な情報伝達手段の活用

県は、情報伝達に当たって、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等可能な限りのメディアを活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所・避難場所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

## 2 住民等からの問い合わせに対する対応

県は、国、関係機関、関係市町等と連携し、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立するものとする。また、住民のニーズを見極めた上で情報の収集・整理・発信を行うものとする。

## 3 関係市町の行う広報及び指示伝達

### (1) 住民等への広報

関係市町長は、あらかじめ定めるところにより住民等に対して次の事項について広報を行うものとする。

- ①災害の状況及び今後の予測
- ②関係市町及び県並びに国、防災関係機関の対策状況
- ③地区（行政区画）別の住民等のとるべき行動及び注意事項
- ④その他必要と認める事項

### (2) 情報の指示・伝達

関係市町は、住民等に対し、防災行政無線、有線放送、エリアメール、広報車、立看板等のあらゆる広報手段を用いて必要な情報及び指示の伝達を行うものとする。

なお、要員及び機材が不足する場合は、知事（本部長）に対し応援を要請することができるものとする。

## 4 宮城海上保安部の行う広報及び指示伝達

宮城海上保安部長は、知事（本部長）から1－(7)による通報及び要請があった場合は、船舶無線、巡視船等により周辺海域の漁船等の船舶に対し必要な情報を提供するとともに、安全な海域への避難等を指示するものとする。

